

つばめの会 規約

第 1 条 (名称)

この会は「つばめの会」と称する非営利団体である。

第 2 条 (目的)

摂食・嚥下障害の乳幼児ならびに小児の家族同士が連携して活動し、様々な情報を知ることで積極的に生活の質の向上を目指す。

医療機関、研究者との情報交換を行うことで、最新の医療情報を収集し、また研究活動の促進を目指す。

摂食・嚥下障害児に関する情報を発信することで、社会の理解を得ることを目指す。

第 3 条 (活動)

患児及びその家族を中心にした相互交流を通じ、役立つ情報の交流・交換を行う。

医療機関、研究者との交流を通じ、知識の収集及び会員に対する情報発信を行う。

医療関係者の研究活動に対する情報発信や協力を行う。

その他前条の目的を達成するために必要な活動を行う。

第 4 条 (会員)

摂食・嚥下障害と思われる症状のある児（現在は治癒している場合も含む）の本人およびその家族（正会員）

この会の趣旨に賛同し、会が参加を認めたもの（賛助会員）

第 5 条 (除名)

以下に類する事実が認められた場合、当該会員を除名することができる。

1. 本会の規約または目的・趣旨に反した活動を行った場合
2. 本会または会員の名誉を毀損した場合
3. 本会及び会員の個人情報、本会及び当該個人の下承なく他に漏らした場合
4. その他、本会ならびに会員の不利益となる行為を行った場合
5. 本会にて 2 年以上にわたり、会員継続の意思を確認できない場合

第 6 条 (役員)

代表 1 名、副代表 2 名、会計 1 名、その他世話人若干名とする。

役員任期は当該年度の総会から翌年度の総会までとし、再選を妨げない。

第7条（経費）

会の運営に必要な経費は、会費、寄付金、事業収入による。

第8条（会費）

会員の種類により、次のように定める。

- 正会員 入会金 2,500 円；年会費 0 円；任意の寄付 1 口 1,000 円 1 口以上
 - 賛助会員
 - （個人）入会金 1,000 円 年会費 1,000 円；任意の寄付 1 口 1,000 円 1 口以上
 - （団体）入会金 5,000 円 年会費 30,000 円；任意の寄付 1 口 1,000 円 1 口以上
- 入会金が振込まれた場合、退会時も含め返金は認めないものとする。

第9条（役員会）

会務の執行は役員で構成する役員会が行う。

代表が必要と認めたととき、他の関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

代表は、必要に応じ、役員会を招集することが出来る。

第10条（役員会の役割）

役員会では、次の事項を審議する。

1. 総会に付すべき事項
2. 本会の事務に必要な事項
3. その他必要と認める事項

第11条（総会）

年 1 回の定時総会を開催する。また、代表が必要と認めたと場合には臨時総会を招集することができる。

総会はインターネットのチャットおよび電話会議等で実施することができる。

正会員の 3 分の 1 以上の要求があるとき、または役員会の要求があるとき臨時総会を開くことができる。

総会には議長を置く。

総会は正会員の 1/3 の出席をもって成立する。但し、委任状をもって出席に代えることができる。

総会において議決権を有するのは正会員のみとし、総会は出席者全員の過半数をもって議決する。賛否同数の時は議長がこれを決定する。

賛助会員はオブザーバーとして出席し、意見を述べるができるが、議決権はないものとする。

代表が必要と認めたととき、他の関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

第12条（総会の役割）

総会では次の事項を審議する。

1. 事業計画および事業報告

つばめの会規約

2. 収支予算および収支決算
3. 会則およびその他関連する規定の改正
4. 役員の承認
5. その他本会に関する重要な事項

第 13 条 (会計)

本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

事業年度ごとに会計報告を実施し、総会で承認を受けるものとする。

決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

本会の解散時には小児の摂食・嚥下にかかわる病院・療育機関・研究機関に寄付をするものとする。

第 14 条(細則)

この会則に定めるほか、本会の運営に関し、必要な事項は役員会において定める。

(附則)

この規約は、平成 23 年 11 月 11 日をもって発効する。

本規約の変更は総会の議決をもってする。